

小規模多機能型居宅介護及び 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

現状・課題

1. 小規模多機能型居宅介護の現状等

(小規模多機能型居宅介護の現状)

- 小規模多機能型居宅介護(以下「小多機」という。)については、制度創設以降、請求事業所数・利用者数ともに増加している。平成27年度介護報酬改定では、利用者の生活全般に着目し、主治医や看護師等の多様な主体との意思疎通を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備を評価する「総合マネジメント体制強化加算」や在宅生活を継続するための支援を更に強化する観点から、訪問サービスを積極的に提供することなどを評価する「訪問体制強化加算」を新設し、平成28年4月審査分では、請求事業所数は約4,984か所であり、利用者数は約85,200人となっている。
また、平成27年度介護報酬改定で、登録定員の上限を25人から29人へと引き上げた結果、1事業所あたりの平均利用者数は、平成27年度以降増加傾向にあり、平成28年4月審査分では17.2人となっている。【参考資料P5】
- 平成27年4月以降に登録定員を変更した事業所は、平成28年1月時点で34.8% (529事業所) であり、変更後は最大定員の29名への変更がほとんどで、定員を変更した事業所の変更前の平均登録定員は24.5人、変更後は28.1人となっている。また、利用者の45%が要介護3以上の中重度者である。【参考資料P5、7】
- 加算の取得状況について、平成28年1月時点で、総合マネジメント体制強化加算を取得している割合は79.8% (1,231事業所) であり、訪問体制強化加算を取得している割合は27.4% (406事業所) となっている。【参考資料P7】

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

現状・課題

(小規模多機能型居宅介護の現状(続き))

- 職員総数平均は14.23人、常勤が8.61人、非常勤が5.83人、常勤換算で11.28人となっている。また、職員の充足状況では、足りていないとの回答が約4割となっている。【参考資料P8】
- 小規模多機能型居宅介護の利用者の中には、訪問リハビリ等のサービスを受けている者も一定程度いる。【参考資料P11】

(小規模多機能型居宅介護のケアマネジメント)

- 小多機の利用に当たっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員ではなく、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成することとなる。
- この点に関しては、利用者の日々の状態に応じたケアマネジメントを臨機応変に行うという観点から、計画作成に専ら従事する介護支援専門員の配置としているところであり、平成26年の社会保障審議会介護給付費分科会において、小多機の利用を促進する観点からケアマネジメントのあり方を議論したところであるが、現時点では見直しを行わないとの結論となった。
- その後、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、「小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされている。【参考資料P12】

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

現状・課題

2. 看護小規模多機能型居宅介護の現状等

(看護小規模多機能型居宅介護の現状)

- 看護小規模多機能型居宅介護(以下「看多機」という。)についても、平成27年度介護報酬改定において、「総合マネジメント体制強化加算」の新設や登録定員の上限の引き上げなど、小多機と同様の対応を行った他、利用者の重度化に伴い訪問看護の重要性が今後高くなることが想定されることに鑑み、「訪問看護体制強化加算」を新設し、平成28年4月審査分では、請求事業所数が約318か所、利用者数が約5,100人、1事業所あたりの平均利用者が19.0人となっている。【参考資料P21、23】
- 看多機の開始前の事業としては、小多機が41%、訪問看護が32%とこれらの2つのサービスからの移行が多くなっているが、事業の開始が困難な理由について、「看護職員の新規確保が難しい」を挙げる事業所が約6割と最も多く、「事業採算の見通しが立たなかった」が約3割と次に多い。【参考資料P24、25、31】
- また、サテライト型事業所の取り扱いについて、看多機が本体事業所としてサテライト型事業所を設置することは可能であるが、当該サテライト型事業所はサテライト型小多機事業所となる。看多機にはサテライト型看多機事業所の仕組みがなく、看多機と小多機において異なる点がある。【参考資料P28、29、30】

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

現状・課題

(医療ニーズの高い利用者やターミナル期の利用者等への対応)

- 看多機の利用者は要介護3以上が60%であり、小多機に比べて要介護度の重い利用者を受け入れており、特に、開始前の事業が訪問看護ステーションの場合、訪問看護体制強化加算の算定率が高いなど、比較的高い機能を有している。【参考資料P32、34】
- また、看多機に従事する介護職員のうち、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた従事者（認定特定行為従事者）の割合は4.9%で、他の地域密着型サービスと比べて高い割合である。【参考資料P38】
- さらに、看多機における過去1年間の利用終了者のうち、施設や入院による利用終了が約半数、在宅死亡は8%、事業所内での看取りは16%である。過去1年間に在宅死亡（事業所内での看取りを含む）があった事業所は66%である。【参考資料P39】

(事業開始時の一定期間における経営の安定化を図るための評価)

- 小多機及び看多機については、事業開始後の一定期間における経営の安定化を図るための評価として、平成26年度末までの時限措置として、「事業開始時支援加算」が設けられ、平成27年度の介護報酬改定の際に、小多機については、予定どおり同加算を廃止した。一方、看多機については、加算の算定状況や収支状況等を踏まえ、今後も更なる整備促進を図る観点から、平成29年度末まで延長することとした。【参考資料P40】
- 看多機について、事業開始時支援加算を算定している割合は、平成28年4月時点で16%と低い水準にあるが、平成28年度介護事業経営概況調査の結果によれば、集計事業所数が少ないため、参考数値の扱いであるが、看多機の収支差率は、平成26年度の1.4%から平成27年度の6.3%へと改善している。【参考資料P41、42】

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

論点

(共通の論点)

- 小多機や看多機について、請求事業所数や利用者数の現状を踏まえると、更なる普及が課題であると考えられるが、サービス供給量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、人員基準や利用定員等の在り方についてどう考えるか。
- 小多機や看多機について、看護職員の雇用が難しいという声があるがどう考えるか。

(小規模多機能型居宅介護に関する論点)

- 小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成した場合の取扱いについてどう考えるか。
- 小規模多機能型居宅介護と他のサービスとの併用についてどう考えるか。

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

論点

(看護小規模多機能型居宅介護に関する論点)

- 看多機と小多機におけるサテライト型事業所に関する取り扱いが異なる点についてどのように考えるか。
- 看多機のサービス（「通い」「泊まり」「訪問（介護）・訪問（看護）」）の特性を踏まえて、医療ニーズが高く看取りまで対応する体制のあり方についてどのように考えるか。
- 事業開始時支援加算は平成29年度末までの時限措置となっているが、サービスの普及状況や経営状況を踏まえてどのように考えるか。特に経営状況については、平成29年度介護事業経営実態調査の結果も踏まえて検討してはどうか。